

しょうあ

Showa Public Relations

青空と緑と産業の町
Public Relations Showa Town
町の鳥=ひばり 町の虫=れんげ 町の木=乙女椿

2月号 Feb.2009
No.376

まちの動き

1月1日現在()内は前月比

人口	16,810人(+10)
男	8,674人(+3)
女	8,136人(+7)
世帯数	6,751戸(-6)



CONTENTS 目次

- 税の申告のお知らせ
- 新成人のみなさん、おめでとう
- ふるさと昭和町を応援してください
- 国保だより No.48
- まちのわだい

新成人
～門出の笑顔～

税の申告のお知らせ

確定申告が間近となりましたが、自営業のみなさん、農家のみなさん、申告の準備はもうお済みでしょうか？

町では2月16日(月)から3月16日(月)までの間、税の申告相談を行います。申告期間中は混雑を避けるため、下記のとおり地区別に相談日を設けています。



町・県民税の申告が必要な方

町では、前年の状況等をもとに、申告が必要と思われる方に申告書をお送りしますが、申告書が届かない場合でも、申告が必要な方もいると思われます。ご自分の収入などを確認して、早めの申告をお願いいたします。

▼国民健康保険および長寿(後期高齢)医療制度に加入されている方は、所得の有無に関わらず必ず申告してください。

特に所得がなかった方は申告しないうと次のことが受けられない場合があります。

◎国民健康保険税、長寿(後期高齢)医療保険料の軽減

◎医療を受けたときの自己負担額の軽減

◎介護保険各種減免証の交付、高額介護サービス費の非課税世帯の適用

◎所得証明などの公的証明を必要とする場合。

*ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。

◎税務署に所得税の確定申告書を提出する方。

◎町内に住んでいる方の扶養親族として申告されている方。

◎年末調整が済んでいる給与所得者で、勤務先または支払い者から役場に支払報告書が提出さ

地区別申告相談日程表

相 談 日	対 象 地 区
2月16日(月) 2月20日(金)	西条一区 西条二区 清水新居
2月23日(月) 2月27日(金)	西条新田 押越 河東中島
3月2日(月) 3月6日(金)	紙漉阿原 築地新居 飯喰西
3月9日(月) 3月16日(月)	上河東 上河東二区

- ◆相談時間 午前9時～午後5時
- ◆相談受付時間 午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時
(*混雑の状況により、受付時間が繰り上がることがあります。)
- ◆相談場所 役場庁舎裏 別棟2階会議室
- ◆問合せ 役場税務課
(☎275-8265)

*本年は3月1日の日曜日(午前中のみ)に限り申告相談を行います。地区の限定はありません。

れている方。

◎公的年金のみを支給されている方で、支払い者から役場に支払報告書が提出されている方。

▼年金収入のある方

◎年金収入から所得税が源泉徴収されている方は、確定申告により所得税の精算が必要です。

◎所得税が源泉徴収されていない方でも、町・県民税が課税される場合がありますが、役場で社会保険料や地震保険料などの所得控除の申告をすると、町・県民税が少なくなる場合があります。

町・県民税の住宅ローン控除

平成11年から18年までの間に入居し、「所得税の住宅ローン控除」を受けている方で、「税源移譲により所得税が減少した結果、所得税の住宅ローン控除が減ってしまった方が対象です。

申告のしかた

「市町村民税、道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要になります。申告書は毎年提出する必要がありますので、ご注意ください。今回は3月16日(月)までに提出してください。

①所得税の確定申告をする場合

所得税の確定申告書と、「町・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署に提出してください。

②確定申告をしない場合

(給与所得者で年末調整をしている場合)

「町・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、給与所得の源泉徴収票(原本)を添付して、役場税務課に提出してください。なお、源泉徴収票には、住宅ローン控除額が源泉徴収税額を上回った場合に、摘要欄に「住宅借入金等特別控

除可能額」が記載されています。

* 申告書は、①の様式、②の様式と2種類あり、それぞれ3部複写となります。申告書用紙は、役場税務課窓口にて用意してあります。(昨年と様式が変わっています。)

所得税の確定申告が必要な方

◎ 事業所得や不動産所得等がある方

平成20年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除額を超える方

◎ 給与所得者で次に該当する方

① 平成20年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方

② 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方

③ 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、年末調整をされなかった給与等の収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方

◎ 平成20年中に土地や建物等の不動産を譲渡した方やゴルフ会員権や株式等の資産を譲渡した方
なお、株式の譲渡については、証券会社の特定口座で源泉徴収を選択している場合を除きま

す。

* 申告不要の上場株式の配当または譲渡所得があった方は、確定申告をすると税金が還付される場合がありますが、この場合の所得が、所得金額に算入されまので、国民健康保険税や介護保険料、老人医療の自己負担区分などが変更になる場合があります。

所得税の還付が受けられる方

◎ 次に該当する方は、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

① 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

② 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

③ 総合課税の配当所得や原稿料などがある方

甲府税務署の申告書作成会場

所得税・個人消費税・贈与税の申告書作成会場を次のとおり開設します。ぜひ、ご利用ください。

◆ 日程

▼ 1月19日(月)～2月16日(月)

県民会館(地下展覽会場)

▼ 2月17日(火)～2月23日(月)

県民情報プラザ(地下展覽会場)

▼ 2月24日(火)～3月31日(火)

県民会館(地下展覽会場)

* 土曜、日曜、祝日を除きますが、2月22日(日)と3月1日(日)は開設します。

* 右記期間中、甲府税務署庁舎内には申告書作成会場は設置していません。

* 甲府税務署では、1月19日(月)から3月31日(火)までの期間、甲府駅北口(山梨文化会館となり)に臨時駐車場を設置します。申告書作成会場にご来場の方は、臨時駐車場をご利用ください。なお、収容台数は40台程度となっておりますので、ご注意ください。

■ お問い合わせ

甲府税務署

☎ 23333111 (代表)



「e-Tax」でカンタン申告

自宅やオフィスから「インターネット」を利用して所得税・消費税の確定申告ができます。事前に電子証明書を取得していただき、開始届出書を税務署に提出してください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書も「e-Tax」を使って申告することができます。

「所得税の確定申告書をe-Taxで申告するとこんなメリットが…」

① 本人の電子署名と電子証明書を添付して申告期限内に申告すると、最高で5,000円の税額控除を受けることができます(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)。

② 源泉徴収票や医療費の領収証などを入力して送信することで、一定の第三者作成書類の添付が省略できます。(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります)。

③ 還付申告の場合には、還付されるまでの期間が3週間程度に短縮されます。

* 詳しくは、「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nitagojp.l>

10月支給分の公的年金から町県民税が差し引かれます

65歳以上の公的年金受給者で町県民税(個人住民税)を納税されている方へのお知らせ

今年10月から、公的年金に係る所得に対する町県民税のお支払い方法が変わります。公的年金を受給されていて、町県民税の納税義務のある方は、現在、納付書などで町県民税を納めていただいています。今回の制度導入により、町県民税が公的年金から差し引かれる(特別徴収)こととなります。

対象となる方
年齢が65歳以上(平成21年4月1日現在)の方で、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等の公的年金受給者
*ただし年額18万円以下の年金受給は対象外です。

対象となる税額
公的年金等に係る所得額に応じた税額が天引きの対象となります。

* 給与所得など他の所得に係る町県民税については、従来どおりの方法によりお支払いいただくこととなります。

新成人のみなさん、おめでとう！

1月11日（日）、町総合会館において「平成21年昭和町成人式」が行われました。今年、町では211名のみなさんが成人となり、式典には140人（男性78名・女性62名）が参加し、「スーツ」や「あでやかな振袖」に身を包んだみなさんが、気持ちを新たに大人の仲間入りをしました。全国各地では新成人のマナーの悪さが指摘されていますが、本町では落ち着いた雰囲気の中で、式典が行われました。



▲新成人を代表して笠田聖さんが「誓いのことば」を述べました。



▲深川祐貴さんと鷹野真希さんが、代表して記念品を受けとりました。



◆久しぶりに再会した友人と
いっしょに



昭和町消防出初式

新春恒例の「昭和町消防出初式」が1月4日（日）押原中学校校庭において挙行されました。押原中プラスバンド部の華やかな演奏が式典をより一層盛り上げる中で、各種功労章などの表彰、また、ポンプ車及び小型ポンプによる色水一斉放水が行われ、日ごろの訓練の成果を力強く披露してくれました。



各種表彰者並びに 感謝状贈呈者 (敬称略)

山梨県退職消防団員報償

山梨県知事 金杯

前第8部部长 築地新居 金丸 周二
前第10部部长 河西 今村 圭一
元第1部部长 西条一区 三井 浩樹
元第3部部长 清水新居 渡辺 一博
中北地域県民センター所長表彰

山梨県消防協会会長表彰

(甲種功労章)

本 部 指導部長 遠藤 善照

(乙種功労章)

本 部 指導部長 坂本 一成
第7部 部長 清水 文彦
第8部 部長 齊藤 玲
第10部 部長 秋山 浩
第1部 班 長 桑原 孝一
山梨県消防協会甲府地区支部長表彰

本 部 運転手長 萩原 勝彦
第2部 団 員 原 謙司
第2部 団 員 小宮山利夫

南甲府警察署長並びに県防犯協会南 甲府支部長表彰

第5部 部長 塩澤 政博
第6部 部長 田中 真児
第9部 部長 小澤 博
第11部 部長 笠井 浩二
第12部 部長 志村 隆

昭和町長表彰

第9部 部長 小澤 博
第1部 部長 角野 英樹
第2部 部長 立川 直康
第3部 部長 長田 善隆
第5部 部長 塩澤 政博
第6部 部長 田中 真児
第11部 部長 笠井 浩二
第12部 部長 志村 隆
第3部 部長 長田 善隆
第2部 部長 立川 直康
第1部 部長 角野 英樹
第9部 部長 小澤 博
第12部 部長 志村 隆

10年勤続表彰

本 部 指導部長 遠藤 善照
第7部 部長 清水 文彦
第8部 部長 齊藤 玲
第10部 部長 秋山 浩
第1部 班 長 桑原 孝一
第2部 団 員 小宮山利夫

昭和町長特別表彰

(山梨県消防団員操法大会出場選手)

本 部 運転手長 萩原 勝彦
第2部 乙要員 秋山 貴伸
第2部 甲要員 篠原 広樹
第12部 甲要員 小貫 康太
第10部 乙要員 小澤 直生
第5部 乙要員 海野 敏幸

昭和町消防団長表彰

5年勤続表彰

第4部 部長 荊澤 一幸
第2部 部長 岩上 哲一
第4部 部長 黒澤 良介
第6部 部長 楡井 和也
第7部 部長 丹沢 隆一
第8部 部長 井口 仁
第9部 部長 望月 健一
第11部 班 長 井上 研一
第1部 班 長 三井 猛樹
第3部 班 長 岩池 誠
第7部 班 長 丹沢 辰也
第10部 班 長 小澤 直生
第4部 班 長 荊澤 一幸
第1部 班 長 深川 慶太
第3部 班 長 塩川 徹也
第6部 班 長 小山 進
第7部 班 長 金丸 保
第9部 班 長 堀内 健
第10部 班 長 萩原 真
第11部 班 長 伊藤 和義
第4部 班 長 大木 和幸
第6部 班 長 村松 孝紀



▲押原中プラスバンド部による演奏

「ふるさと昭和 応援寄付金」のご案内

ふるさと昭和町を 応援してください

町民のみなさまへお願い
町外・県外に住む親戚・知人の方々に対し、昭和町のまちづくり
に応援・ご協力いただけるように制度のご紹介をお願いいたします。

●ふるさと納税制度が

スタートしました

みなさんのふるさとへの思いを応援
寄付金という形で表せる「ふるさと納
税」制度がスタートしました。

町でも、「昭和町がふるさと」と言っ
ていただける町外在住者のみなさまに、
ふるさと納税制度をご案内することに
なりました。

●ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、個人が地方
公共団体に対して五千円を超える寄付
を行った場合に、五千円を超える部分
について一定限度（おおよそ個人住民
税の1割の額）までは個人住民税と所
得税を併せて全額控除する制度です。

●合併を選択せず

単独の町として頑張っています

私たちの町「昭和町」。かつては田園
風景が広がる緑豊かな町でしたが、幹
線道路の整備に伴い、飛躍的に都市化
が進みました。

現在町では、市町村合併をせず、財
政の健全化を図りながら、単独でのま
ちづくりを進めています。のびのびと
子どもが育ち、安全・安心に暮らせる
「小さくても豊かなまち」が私達の願
い
です。

町民のみなさまも、町外・県外に住
む親戚・知人の方々に対し、「合併を選
択せず単独のまちづくりを進める」昭
和町に応援・ご協力いただけるように、
制度のご紹介をしていただければ幸い
です。

＝寄付の活用方法＝

寄付金の使い道は、次の3つのコースからみなさまにご
選択いただきます。

選択1 福祉のまちづくり

昭和町の主要政策である高齢者・障害者・児童福祉などの施策や
事業のために活用させていただきます。

選択2 文化施設の保全・建設・整備

歴史的文化施設の保全や教育の活動拠点となる施設の建設や整備
のために活用させていただきます。

選択3 その他の事業

特に指定の無い方は、町の総合計画に則し、
「小さくても豊かなまちづくり」を推進する施
策や事業のために活用させていただきます。



※ご寄付をいただいた方には、町の要覧などの情報誌や、お便りをお
礼状と共に送付させていただきます。

事業主のみなさまへお知らせ

町立図書館で、 お店の PR をしませんか？

* 広告概要

① 図書館貸出票への広告掲載

- ・ 貸出票広告（20字×5行程度）
- ・ 図書館職員が広告内容を貸出票に入力（白黒印刷）

② 図書館入口へ広告設置

- ・ 掲示板を町が用意（縦40cm×横45cm程度）
- ・ 掲載広告は、事業主が作成

* 貸出票配布見込み数

1 カ月 約 3,400 件

* 募集数

1 カ月単位で随時募集。

* 掲載料金

1 カ月 15,000 円



.....*

外国人労働者の 相談は、お気軽に。

外国人を雇用している事業主のみなさまにお知らせします。

日本に入国する外国人は年々増え、町内でも多くの外国人のみなさまが生活しています。それに伴い、ことばが通じないことからくる心配や不安を持つ外国人の方もいるかと思われます。

町のサービス、生活全般、仕事の問題等、外国人本人が抱えている問題がありましたら、お気軽に役場にご相談くださるようお願いください。町で解決できない問題は、国や県、NPO等の関係機関と連携を図って参ります。



* 問い合わせ先 *

総務課政策秘書係 国際交流担当

*** 寄付手続きの流れ ***

① 寄付の申込

- ・ 寄付申出書は、町ホームページからダウンロードが可能です。
- ・ 郵送を希望される方は、下記まで、ご連絡願います。
- ・ 提出は、郵送、FAX、電子メール等で受け付けます。



② 振り込み納付書の送付

- ・ 「納付書払い」または「現金書留払い」のいずれかとさせていただきます。
- ・ 寄付申出書受領後、昭和町から納付書を郵送します。



③ 寄付金の払い込み

- ・ 所定の金融機関へ納付書を持参し、ご寄附ください。



④ 領収書の発行

- ・ 金融機関から領収書をお受け取りください。



⑤ 寄付金受領証明書のお受け取り

- ・ 寄付金の入金確認後、町から「受領証明書」を送付します。確定申告に使うので、大切に保管してください。

■ このページに関するお問い合わせは・・・

昭和町役場 総務課 政策秘書係

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

Tel 055-275-8153 Fax 055-275-2109 メール soumu@town.yamanashi-showa.lg.jp

※ 「ふるさと昭和応援寄附金」のリーフレットは、組回覧をご覧ください。

国保

だより

NO.48



国保被保険者 加入世帯 2,546 世帯 被保険者 4,861 人 平成 20 年 12 月末現在

増え続ける医療費に 歯止めを！

厳しい財政状況にある国民健康保険

日本では「国民皆保険」といい、いざという時に誰もが小額の負担で医療を受けることができるように、全ての国民がいずれかの医療保険に加入することが義務付けられています。

しかし近年の医療技術の進歩、高齢化等の要因により医療費の支出が増え続け、やり繰りに行き詰っている状況にあります。

これは、昭和町だけでなく全国的に国民健康保険を運営している自治体が抱えている問題です。

国はこのような状況を受け、平成18年度から平成20年度にかけて「医療制度改革」を実行してきましたが、まだその成果が実感できるに至ってはいません。

特に昭和町においては、平成18年度から平成20年度にかけての医療費の伸びは非常に大きく保険財政は年々厳しくなっています。

国民健康保険税は 納期限までに納めましょう

国民健康保険税は、国民健康保険を運営するための重要な財源です。保険税額は、加入者の所得や資産によって決まる応能割と加入者やその世帯に一律にかかる応益割を合計して決まります。また、応益割はその世帯の加入者の所得の状況によっては軽減されます。

国民皆保険は、加入者の負担能力に応じて保険税額が変わる支え合いの仕組みです。保険税は納期限までに納めましょう。



疾病の予防に心がけましょう

今年度から「医療制度改革」の一環として「特定健診・特定保健指導」が始まりました。

これは、近年増え続け、医療費増の要因となっている「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」によって引き起こされる疾病の発生を未然に防ぐための健診、保健指導です。

特定健診は毎年7月に行われます。特定健診を受け「規則正しい生活」「バランスのとれた食事」「適度な運動」を習慣づけ疾病の予防に心がけましょう。



国保の届出を忘れずに(次のようなときは14日以内に役場に届出てください)

国民健康保険に加入するとき

- ◆職場の健康保険をやめたとき
- ◆他の市町村から転入したとき
- ◆子どもが生まれたとき

国民健康保険をやめるとき

- ◆職場の健康保険に加入したとき
- ◆他の市町村へ転出したとき
- ◆死亡したとき

その他

- ◆同じ町内で地区が変わったとき
- ◆世帯主や氏名が変わったとき
- ◆世帯が一緒になったり分離したとき

*特に職場の保険に加入したりやめた場合、職場と役場の両方に届出が必要です。

長寿医療制度加入のみなさまへ



保険料の支払いはお済みですか？



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）につきましては、保険料は一部の方を除き原則的には年金からの天引き（特別徴収）ということでスタートしたわけですが、施行当初から周知不足、保険料の負担増等の不備が指摘される中、国はそれらに対し保険料の負担を軽くする等の特別対策をとってきたところです。このため保険料の減額により、年度当初は特別徴収だった方が年度途中から納付書による支払い（普通徴収）に変更になるなど、加入者には戸惑う事も多々あったものと思われまます。

その長寿医療制度（後期高齢者医療制度）も始まって1年が過ぎようとしています。

長寿医療制度の保険料は、この制度を運営していくための重要な財源の1つです。保険料に滞納があった場合、保険証の有効期限を短くした

短期証、さらに1年以上の滞納が続くと保険証は回収され資格者証に切り替えになることもあります。資格者証になりますと医療機関にかかった際、いったん全額（10割）の支払いをしなければなりません。

普通徴収の方は7月から翌年2月までの毎月の月末が納期限となります。未払いの保険料がないか再度確認をお願いします。



確定申告には

「国民健康保険税納付額のお知らせ」 「長寿医療制度保険料納付額のお知らせ」をご利用ください！

昨年1月～12月までに納めていただいた「国民健康保険税」および「長寿医療制度保険料」は、**確定申告の際に「社会保険料控除」として所得から差し引かれます。**

支払った「国民健康保険税」または「長寿医療制度保険料」を確認したい場合は、役場町民窓口課に申請してください。

***ご本人、同居の家族以外の方が申請する場合は委任状が必要です。**

また、役場に来られない場合も、前もって連絡をいただければご自宅へ郵送いたします。（自宅以外は郵送できません）いずれも手数料はかかりません。

支払った税額についての電話での問合せは、地方公務員法及び昭和町個人情報保護条例に基づきお答えできませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先：役場町民窓口課 国民健康保険係（☎275-8264）



町立図書館からのお・す・す・め

【一般図書】

題名	作者	出版社
三浦和義 敗れざる者たち	三浦和義・河村シゲル	ぶんか社
バナナは皮を食う	壇ふみ選	暮らしの手帖社
老筋力	久野信彦	祥伝社
ズッコケ中年三人組 age43	那須正幹	ポプラ社
宇宙人からの贈りもの	橋幸夫	廣済堂

【児童図書】

題名	作者	出版社
雨ふる本屋	日向理恵子	童心社
ゆきぐにれっしゃだいさくせん	よこみぞえいいち	小峰書店
「おまえだ!」とカピバラはいった	斉藤洋	講談社
ウエストマーク戦記1~3	ロイド・アリグザンダー	評論社
マンデイ	ジュリー・アンドリュース	小学館

町立図書館では、みなさんの読みたい本のリクエストをいつでも受付けています。カウンターでお気軽に声をかけください。町立図書館の開館時間は、平日は午後7時まで、土・日曜日は午後5時までです。お仕事帰りにご利用ください。また、DVDの貸し出しも、ご利用ください。

みなさんの

健康

「食べる事を見つめ直しましょう」

山梨大学医学部分子細胞生物学研究室 教授 平 敬宏

食品の産地・賞味期限の偽装、化学物質混入など食にまつわる事件が呆れるほど報道されています。このような食の状況に対して、生物学の教師、消費者のひとりとしてこの場をかり、提言させていただこうと思います。

私は、平成17年春に本学に赴任致しました。家内の仕事、子供達の教育の都合で、当面単身赴任する事になり、結婚後18年、久しぶりの単身生活を経験する事となりました。赴任当初食事は、外食、コンビニ弁当に完全依存していましたが、外食中心ではどうしても、高脂肪、栄養の偏りが気になり、メタボリック症候群を気にしなければならぬ年齢になり、三食とも自炊を行う事にしました。

家族と暮らしていた時は、週末の買い出しには同行していましたが、私の食に対する意識は低く家内に任せっきりでした。山梨で買い物を始めてみて、現代では、多くの加工食品が氾濫し、生鮮食料品の多くが、地球の裏側から輸入されている事に驚かされました。

確かに、加工食品は調理済みであり、簡単に食べる事が出来ます。輸入された食品は、国産品からみれば明らかに安価です。便利な生活を送る事が出来るようになりましたが、ここで視点を変え、現代の食生活を考え直

してみると、いくつかの疑問、不安が生じてきました。

まず、加工食品には最低限の説明記載はありますが、どこで誰がどのように収穫、調理され、輸送されてきたのかをすべてを知る事は出来ません。輸入生鮮食品は、多くの輸送コストと、二酸化炭素の膨大な放出を経て、日本まで運ばれてきます。また、売り場に並べられるまでには、何らかの食品保存料などが添加されています。食品添加物は、動物実験などにより安全性が確認されてはいますが、人類が本来摂取されるべき化学物質ではない事は明らかです。生物（人類）にとって、本来地球上に存在しなかった物質が、その将来にどのような影響を与えるかは誰も断言出来ません。つまり、加工食品を利用する消費者は、便利さと引き換えに、このような危険性に曝されている事を認識しなければなりません。残念な事に、多くの消費者にこのような意識が低いのが事実です。

では、消費者は、どのように食の安全を保つ事が出来るのでしょうか。山梨県は恵まれた食品生産県です。郊外に出れば、産地直売の新鮮野菜が生産者の手で販売されています。輸入品で判断出来なかった情報が面と向かって確認する事が出来ます。また、秋には県内の農家の軒先には色鮮やかな枯露柿を目にします。現代人は忘れかけていますが、冬期間の貯蔵食として、先人は様々な加工食品を作成していました。自分の食は自分が責任を持ち、加工保存する事が当たり前でした。しかしながら現代では、この責任を他人任せにしているのが実情です。

山梨県に住む利点を生かし、食に対する安全は、消費者自身の自己責任である事を再認識が必要であり、自らの食をあらためて見つめ直す事が大切ではないでしょうか。

企画 財団法人 里仁会

日本ソフトボール協会から功労賞を受賞

藤本さんは、現在県ソフトボール協会の理事及び大会運営副委員長で、中巨摩支部理事長としても活躍されており、長年にわたり県内外のソフトボール競技の普及、発展に貢献されたことが認められ、昨年11月25日に行われた県ソフトボール協会の納会の席上、日本ソフトボール協会功労賞を受賞されました。

また、藤本さんは、昭和58年に現在の「昭和町ソフトボール連盟」を町内の多勢の方々の協力のもと、発起人代表として結成に尽力され、その後、理事長、会長を歴任し、現在顧問としてご活躍されています。

この他、藤本さんは、昭和町ソフトボール連盟が所属する町体育協会の副会長としても二十数年にわたり町の社会体育、地域スポーツの振興、普及、発展にも寄与され、ますます高まる高齢化社会に向けて「生涯スポーツ」を最前線で推進しています。



▲藤本洋さん(押越)

甲府税務署長賞を受賞!



大村優奈さん(押原中2年生)



高野雄大さん(押原中2年生)

昨年12月10日(水)「平成20年中学生税についての作文」コンクールの表彰式が行われました。表彰されたのは押原中学校の大村優奈さん(2年生)と、高野雄大さん(2年生)で、「人と人が生きてゆくために」と題した大村さんの作品は、甲府税務署長賞を受賞し、また「関東中学水泳大会から得たもの」と題した高野さんの作品は、甲府税務署館内納税貯蓄組合連合会長賞を受賞しました。

第22回昭和町スポーツ少年団運動会が開催されました

昨年12月14日(日)町総合体育館において250名の団員・保護者・指導者が集い盛大に行われました。いつもは単位団ごとに活動しておりますが、この日は全員を『風・林・火・山』の4チームに分け、8つの種目に汗を流しました。

角野町長、浅川議長、後藤教育長、高野押原小学校長先生より激励のあいさつを頂いた後、競技は始まりました。特に入学前の児童が30人参加してくれて運動会を盛り上げてくれました。最後に6年生全員で記念写真を撮り閉会となりました。半日でしたが、とても楽しい運動会でした。今年の優勝は、「風」チームが22点獲得し、見事優勝いたしました。



◇町長と語らいのとき

日時 2月4日(水)
午後1時30分～4時

場所 町長室

*あらかじめ総務課までご連絡ください。
(☎275-8153)

◆行政相談

日時 2月18日(水)
午後1時～3時

場所 中央公民館2階

◆消費生活無料相談

日時 2月13日(金)
午前10時～正午

場所 中央公民館2階

*直接会場へおこしください。
お問合せは企画財政課まで(☎275-8154)

◆教育相談

日時 随時(水・金・土・日曜日、祝日は除く)
午前9時～午後4時

場所 中央公民館2階

*直接会場へおこしください。
問合せは、町教育カウンセラーまで(☎275-6951)

◇心配ごと相談

日時 2月25日(水)
毎月第2・4水曜日

午後1時30分～3時30分

場所 社会福祉協議会

*あらかじめ町社会福祉協議会までご連絡ください。
(☎275-0640)

◇結婚相談

日時 2月14日・28日
午後1時30分～4時

場所 総合会館2階

*直接会場へおこしください。
お問合せは、町結婚相談所まで(☎275-1881)

お知らせ

◆ボカシつくり会

日時 2月20日(金)

場所 総合会館裏

時間 午後1時～

環境経済課まで

(☎275-8355)

*不用犬・猫のお問合せは、環境経済課まで(☎275-8355)

◇町へのご意見箱(ホームページ)

*ご意見やご要望、日ごろ町政についてお気付きの事を、町のホームページからお寄せください。

成人おめでとうございます。20歳がスタート国民年金！

20歳以上60歳未満の方は全員が国民年金に加入します。

国民年金

年金は世代間の支えあい。
年金についてももう一度考えてみませんか。

1. 第1号被保険者
学生・自営業・無職など



役場町民窓口課年金係で、
加入の手続きをします。



2. 第2号被保険者
会社員・公務員など



就職すると、勤務先で厚生年金や
共済組合の加入手続きをします。
保険料は、給料から天引きです。

3. 第3号被保険者
会社員や公務員の妻など



配偶者の勤務先に申出をしま
す。保険料を納める必要はあ
りません。

ご自宅に届く納付書を使用して、毎月納付します。

①金融機関の窓口や口座振替で納める ②コンビニの窓口で納める ③インターネットや携帯電話で納める



便利！お得な国民年金保険料の納付のしかた！

① 口座振替

一度手続きをするだけで、毎月口座から引き落としされ便利です。

毎月50円引きになる早割（当月末振替）もあり、お得に納付できます。

② 前納制度

3月分まで、まとめて保険料を納付すると保険料が割引になります。（6ヵ月・1年分）

（前納用の納付書が必要になります。お近くの社会保険事務所へご連絡をお願いします）



保険料を納めることが難しい方は？

- ・学生の方・・・学生納付特例制度があります。
- ・一般の方・・・保険料免除制度（全額免除・一部納付）、若年者納付猶予制度があります。



役場町民窓口課年金係で、申請手続きをしてください。

社会保険事務所で、審査を行い結果を通知いたします。

（前年度の所得により、審査を行います。金額が基準を超える場合には手続きされても認められません）

◆詳しい内容、手続き方法等は…

竜王社会保険事務所 国民年金業務課（☎278-1104） 役場町民窓口課 国民年金担当（☎275-8264）

あの尾木先生が昭和町で
子育て応援講演会!



みんなでつくろう! 子どもが育つ地域社会

=ケータイ時代の子どもと教育=

午後1時～: 軽運動室
教育評論家・法政大学教授
講師: 尾木 直樹 氏

今年も体験型イベント
が盛りだくさん!

広げよう!
健康で文化的なまちづくり!

開会式: 午前9時から
(花の苗プレゼントの
整理券を配ります)

昭和フェスティバル2009開催!

2月8日(日) 9時～15時30分
昭和町総合会館

心地よい音楽に
のせての
星空写真ライブ

“ハープが奏でる天空の輝き”
～音楽と映像のコラボレーション・コンサート～
ハープ奏者: 北政 扶美子氏 (グランド・ホープ・インディアン) 演奏)
自然写真家: 牛山 俊男 氏 (映像・トーク)
開会式終了後 午前9:45～11:15 (軽運動室)



親子ふれあいコーナー

バルーン人形や手づくりおもちゃに挑戦!

おやこクッキング

おやこで食育体験!

リサイクル品販売コーナー

「もったいない!」が合ことば!
まだまだ使える品がいっぱい!

メタボ予防応援コーナー

骨・骨元氣!
乳製品を使った料理試食コーナー

健康づくり体験コーナー

AED体験/手洗いチェッカー/物忘れ度チェック/活力年齢測定
足つぼマッサージ/乳がん自己検診モデル ほか...

高齢者ミニ講座

「悪徳商法から身をまもろう!」
「成年後見・権利擁護ってなに?」
... 個別の相談もできます

見て! 知ってほしい 展示コーナー

- 鈴木賢二氏切り絵展
- 環境保全ポスター・標語入賞作品展
- あったか写真展
- 愛育会・食生活改善推進員会活動PR
- 町の保健事業のようす
- 介護保険のようす

おたのしみプレゼント!

- 昭和町の野菜たっぷり豚汁
- 花の苗&木の苗木プレゼント

お問い合わせ: 役場いきいき健康課 275-8785 または 町教育委員会生涯学習課 275-8641
詳しくは広報折り込みのプログラムをご覧ください。